

医療安全の基本的な考え方

当院では医療安全管理指針を以下のように定め、医療の安全確保に取り組んでいます。

1. 安全文化の醸成と定着を図る

- ・病院長のリーダーシップのもと全職員が患者さまの安全確保を最優先に考え、行動できる「安全文化」を醸成し、定着を図ります。

2. 医療安全の確保に努める

- ・「人は誤りを犯すもの」「事故は不可抗力も含めて起こりうるもの」を前提とし、報告制度を充実させ、起こった「誤り」に対し原因究明、組織的対策を講じ再発防止に努め、教訓を共有します。

3. 患者主体の医療と信頼される医療を提供する

- ・患者さまへ必要な情報を十分提供し、患者さま自ら相談できる体制を整え、患者さまが医療に参加できる環境を作り上げることを目指します。患者さまの主体的な医療参加や情報共有が安全対策の一つの鍵です。

「安全・安心の医療を受ける患者の権利」を守るために、安全で信頼される医療の提供に努めます。